

政令番号15 アセナフテン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成26年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気へ の排出	水域へ の排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道へ の移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県						3.0E+3	3,000.0	3,000.0
8	茨城県	3.7E+0			3.7		1.8E+3	1,800.0	1,803.7
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	7.1E+0			7.1		7.5E+1	75.0	82.1
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県	9.7E+3			9,700.0		2.7E+2	270.0	9,970.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	2.0E-1			0.2				0.2
24	三重県						6.5E+2	650.0	650.0
25	滋賀県	1.1E+1			11.0				11.0
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県	1.2E+1			12.0				12.0
29	奈良県								
30	和歌山県	1.0E-1			0.1		6.2E+1	62.0	62.1
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	7.0E-1			0.7				0.7
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県						2.6E+3	2,600.0	2,600.0
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	2.8E+3			2,801.2				2,801.2
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.3E+4			12,536.0		8.5E+3	8,457.0	20,993.0

注1) 農業は使用先別使用量として別表に示す。